（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十七条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第二号中「第三十条第二号」を「第三十条第一項第二号」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十八条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三十号中「輸入」の下に「又は第百九条の二（輸入禁制品の保税地域への蔵置等）」を加える。

大蔵大臣　宮澤　喜一
内閣総理大臣　小渕　恵三

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十二年三月三十一日

内閣総理大臣　小渕　恵三

法律第二十七号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「七二九人」を「七九九人」に改める。

第二条中「二万千六百三十二人」を「二万千六百四十八人」に改める。

附　則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

法務大臣　臼井日出男
内閣総理大臣　小渕　恵三

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十二年三月三十一日

内閣総理大臣　小渕　恵三

法律第二十八号

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第三項を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

法務大臣　臼井日出男
大蔵大臣　宮澤　喜一
自治大臣　保利　耕輔
内閣総理大臣　小渕　恵三

教育職員免許法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十二年三月三十一日

内閣総理大臣　小渕　恵三

法律第二十九号

教育職員免許法等の一部を改正する法律

（教育職員免許法の一部改正）

第一条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十三条」に改める。

第四条第五項第二号中「家庭実習」の下に「、情報、情報実習」を、「水産実習」の下に「、福祉、福祉実習」を加える。

第十七条の二中「養護訓練」を「自立活動」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第五条第一項、第二項若しくは第五項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、又は教育職員検定を行つたとき。

二　第七条第一項又は第二項の請求があつた場合に、虚偽の証明書を発行したとき。

2　偽りその他不正の手段により、免許状の授与又は教育職員検定を受けた者も、前項と同様とする。

第二十二条　第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず教育職員となつた者も、前項と同様とする。

附則第十一項の表第一欄中「家庭実習」の下に「、情報実習」を、「水産実習」の下に「、福祉実習」を加え、同表備考第一号中「備考第四号」を「備考第六号」に改める。

別表第一備考第七号及び別表第二備考第二号中「若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程」を削る。

別表第三中

専修免許状	一種免許状	三
	二種免許状	五
	臨時免許状	六
一種免許状	二種免許状	五
	臨時免許状	四
二種免許状	臨時免許状	六
専修免許状	一種免許状	三
	二種免許状	五
一種免許状	二種免許状	五
	臨時免許状	四
二種免許状	臨時免許状	六
専修免許状	一種免許状	三
	二種免許状	五
一種免許状	二種免許状	五
	臨時免許状	四

を

専修免許状	一種免許状	三
	特別免許状	三
一種免許状	二種免許状	五
	特別免許状	三
二種免許状	臨時免許状	六
専修免許状	一種免許状	三
	特別免許状	三
一種免許状	二種免許状	五
	臨時免許状	六
二種免許状	臨時免許状	六
専修免許状	一種免許状	三
	特別免許状	三
一種免許状	二種免許状	五
	臨時免許状	四

専修免許状	一種免許状	三
	特別免許状	四一
一種免許状	二種免許状	四五
	特別免許状	二六
二種免許状	臨時免許状	四五
専修免許状	一種免許状	一五
	特別免許状	二五
一種免許状	二種免許状	四五
	臨時免許状	四五
二種免許状	臨時免許状	四五
専修免許状	一種免許状	一五
	特別免許状	二五
一種免許状	臨時免許状	四五